

特許権	判決年月日	令和2年6月18日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和元年(行ケ)第10110号		
○ 発明の名称を「電子記録債権の決済方法、および債権管理サーバ」とする特許出願に係る発明について、その本質が専ら人為的な取り決めそのものに向けられており、自然界の現象や秩序について成立している科学的法則を利用するものではないから、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作に当たらないとして、特許法2条1項に規定する「発明」に該当しないと判断された事例。				

(事件類型) 審決(拒絶・不成立)取消 (結論) 棄却

(関連条文) 特許法2条1項, 29条1項柱書, 2項

(関連する権利番号等) 不服2019-1157号事件, 特願2018-193836号
判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「電子記録債権の決済方法、および債権管理サーバ」とする原告の特許出願について拒絶査定がされ、不服審判の請求についても請求不成立の審決がされたことから、原告がその取消しを求めた審決取消訴訟である。

本件審決の要旨は、本願発明は、①特許法2条1項でいう「自然法則を利用した技術的思想の創作」とはいえないから、同法29条1項柱書の要件を満たさない、②本願前に頒布された刊行物に記載された発明等に基づいて当業者が容易に発明をすることができた、というものである。

原告は、本件訴訟において、審決取消事由として、①発明該当性の判断の誤り(取消事由1)、②進歩性の判断の誤り(取消事由2)を主張した。

2 本判決は、取消事由1(発明該当性の判断の誤り)につき、概要、以下のとおり判示し、取消事由2について判断するまでもなく本件審決に取り消すべき違法は認められないとして、原告の請求を棄却した。

(1) 特許法の「発明」の意義

特許法の「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」(2条1項)から、自然法則を利用していないもの、例えば、単なる精神活動、純然たる学問上の法則、人為的な取決めなどは、「発明」に該当しない。

「発明」は、一定の技術的課題の設定、その課題を解決するための技術的手段の採用、その技術的手段により所期の目的を達成し得るという効果の確認という段階を経て完成されるから、特許請求の範囲(請求項)に記載された「特許を受けようとする発明」が上記「発明」に該当するか否かは、それが、特許請求の範囲の記載や願書に添付した明細書の記載及び図面に開示された、「特許を受けようとする発明」が前提とする技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成、その構成から導かれる効果等の技術的意義に照らし、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作に該当するか否かによって判断すべきである。「特許を受けようとする発明」に何らかの技術的手段が提示されていても、

全体として考察した結果、その発明の本質が、単なる精神活動、純然たる学問上の法則、人為的な取決めなど自体に向けられている場合には、上記「発明」に該当しない。

(2) 本願発明の発明該当性について

ア 本願明細書の記載事項等によれば、本願発明は、従来から利用されている電子記録債権による取引決済における割引について、債権者をより手厚く保護するため、割引料の負担を債務者に求めるよう改訂された下請法の運用基準に適合し、かつ、債務者や債権者の事務負担や管理コストを増大させることなく、債務者による割引料の負担が可能な電子記録債権の決済方法を提供するという課題を解決しようとする。本願発明は、電子記録債権の額に応じた金額を債権者の口座に振り込むとともに、割引料相当料を債務者の口座から引き落とすことを、課題解決のための技術的手段の構成とし、これにより、割引困難な債権の発生を効果的に抑制することができるという効果を奏する。

イ 前記の技術的課題、課題解決のための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等を総合して検討すれば、本願発明の技術的意義は、電子記録債権を用いた決済に関して、電子記録債権の割引の際の手数料を債務者の負担としたことにあると認められる。

したがって、本願発明は、その本質が専ら人為的な取り決めそのものに向けられているものであり、自然界の現象や秩序について成立している科学的法則を利用するものではなく、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作には該当しないから、特許法2条1項に規定する「発明」に該当しない。

ウ 原告は、本願発明の各処理の実行は、全て信号の送受信によって達成され、信号の送受信は、金融取引上の業務手順を特定するだけでなく、自然法則を利用することで初めて達成できるものである、また、本願発明を「コンピュータソフトウェア関連発明」とみると、「第1の引落信号」及び「第2の引落信号」を区別して送信する構成は、コンピュータ間で行われる必然的な技術的事項を越えた技術的特徴であるから、自然法則を利用した技術的思想の創作である、と主張する。

しかしながら、前述のとおり、本願発明の技術的意義は、電子記録債権の割引の際の手数料を債務者に負担させたところにあり、原告のいう「信号」と「送信」は、それ自体には何ら技術的工夫が加えられることはなく、通常の用法に基づいて、上記の意義を実現するための単なる手段として用いられているのにすぎない。このような本願発明は、「信号」や「送信」という一見技術的手段に見えるものが構成に含まれていても、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作には該当しない。

また、請求項1には、3つの信号を送信することが記載されるにとどまり、ソフトウェアによる情報処理が記載されてはいないから、本願発明は、コンピュータソフトウェアの利用という観点からも、自然法則を利用した技術的思想の創作であるとはいえない。